

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域自動車産業振興（ポストコロナのサプライチェーン・モビリティ改革）に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a00925

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

第3章 特記仕様書案

第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2021年2月24日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2021年2月24日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称： アフリカ地域自動車産業振興（ポストコロナのサプライチェーン・モビリティ改革）に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容： 「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）： 2021年5月 ～ 2022年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 芳沢 忍 Yoshizawa.Shinobu@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2021年3月5日（金） 12時

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

2021年3月11日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月19日（金） 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) US\$ 1 = 103.896 円

b) EUR 1 = 125.999 円

現地調査予定国のレートについては、以下精算レートの2月分のレートを使用してください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000kzv7m-att/rate_2020.pdf

8. プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／自動車産業振興

b) 自動車産業政策

c) 自動車産業革新展開分析 (CASE)

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年4月2日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10. 契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：自動車産業振興に係る各種調査・業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／自動車産業振興
- 自動車産業政策
- 自動車産業革新展開分析（CASE）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／自動車産業振興）】

- a) 類似業務経験の分野：自動車産業振興に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全開発途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 自動車産業政策】

- a) 類似業務経験の分野：自動車産業政策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全開発途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 自動車産業革新展開分析（CASE）】

- a) 類似業務経験の分野：自動車産業動向調査・分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：評価無し

2. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／自動車産業振興</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／自動車産業振興</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>自動車産業政策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>自動車産業革新展開分析 (CASE)</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域自動車産業振興（ポストコロナのサプライチェーン・モビリティ改革）に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）本事業の位置づけ

アフリカでは、人口増加、経済成長、中間層の台頭等によって、これらを支える自動車の需要が高まっており、成長巨大市場として注目が高まっている。現段階ではこうした需要の約8割を中古車輸入によって賄っているが、外貨流出、安全・環境、産業振興等の観点から、自動車産業誘致への潜在的ニーズは高い。こうした中、日系を始めとする自動車メーカーにおいても、複数進出済みの南アフリカを筆頭に、ノックダウン生産を入り口とした発展初期の動きも含め、アフリカ全体で自動車生産の展開がみられる。

他方で、自動車産業を効果的に誘致するためには、産業の発展段階に応じた、国内生産への優遇税制体系、中古車・並行輸入車規制、新車市場拡大策、裾野産業開発等を含めた包括的な自動車政策・戦略が必要であるが、バランスの取れた政策体系の整備は容易ではなく、他国事例との比較・分析も含めた政策支援のニーズも高まっている。

自動車産業を巡る環境も大きく変化している。世界における自動車産業そのものがCASE（Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared and Services（シェアリング）、Electric（電動化））やMaaS

（Mobility as a Service）に表わされるような革新的転換の最中にあり、また、スタートアップの活躍やリバース・イノベーションの展開、革新的自動車金融の発展等の可能性も大いに見込まれており、中長期的な自動車産業開発を展開するためには、こうした動向への対応が求められる。

加えて、直近のコロナ禍によるサプライチェーン寸断は、世界の自動車生産にも影を落とす中で、分業体制の見直しを促進する可能性もあり、ポストコロナを見据えたサプライチェーン動向も注視する必要がある。また、従来からの地域経済共同体（RECs）に加え、2019年5月に発効し、2021年1月に運用が開始された、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）は、中長期的に域内市場統合・域内サプライチェーン活性化を促進する可能性もある。

JICAでは、南アフリカでの自動車産業を念頭においたカイゼン等の協力、エチオピア産業政策対話における自動車産業政策への協力（その一環としてのケニア等への第三国自動車政策動向調査の実施も含む）、複数国における（自動車関連産業を含む）投資促進協力等が実施または検討されており、近

年アフリカ地域における自動車産業振興に係る JICA からの支援への期待が高まりつつある。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、アフリカ自動車産業について、自動車業界団体、関係省庁・機関等とも連携しつつ、アフリカ全体を俯瞰しつつ、重点国を定めながら、集約的・効果的なアフリカの自動車産業支援のあり方を検討する。また、アフリカにおける従来型の内燃機関自動車中心の自動車産業の発展に沿った支援の在り方を軸に据えつつ、CASE 等革新的自動車産業の展開の可能性も検討することを目的とする。

(2) 調査の範囲

「第3条(1)調査の目的」を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(3) 調査対象国/調査対象地域

調査対象地域はアフリカ全域とし、サブサハラアフリカ、北アフリカの双方を含む。当調査では重点国5か国および準重点国3か国を定める。

重点国については、現地調査を行い、JICA 支援策の可能性を検討する。重点国とする国は、JICA の産業振興・民間セクター開発の拠点国と位置付けている国で、JICA で民間セクター開発支援を継続的に実施していく国、かつ日系の自動車産業が進出している、ないしは見込みがある国として、以下、5か国とする。

南アフリカ、ケニア、ガーナ、ナイジェリア、エチオピア¹

上記5か国のうち、南アフリカは、現時点でアフリカ最大の自動車産業拠点で、複数の日系自動車メーカーが現地で長年稼働しており、後述のアフリカ自動車製造業協会（AAAM）の拠点でもあり、また JICA もカイゼン協力で現地自動車業界と連携してきている経緯もあるため、特に重点を置くこと。

準重点国については、既存資料やネット情報等により机上で個別に情報収集・調査を行うこととし、原則、現地調査や遠隔でのヒアリング等は想定していない。また、JICA 産業振興支援の拠点ではないため、本調査においては当該国単独での JICA 支援策は検討しない。準重点国とする国は、アフリカにおいて第2・第3の自動車生産国であるモロッコ、エジプト、および有数の欧州向け自動車部品生産国であるチュニジアの3か国²とし、重点国における支援策策定のための参考情報・比較事例等を収集・分析する。

¹ 但し、当調査の目的を達成するために他国での調査が適当と考える場合には、現地渡航国が計5か国以下になる範囲で重点国の代替国をプロポーザルで提案することを認める。なお、コロナ禍によって現地への渡航が制限される場合は国内業務で部分的ないしは全面的に代替することもあり得る。

² 同様に、他国が適当と考える場合には、計3か国以下になる範囲で準重点国の代替国をプロポーザルで提案することを認める。

(4) 自動車業界団体等現地民間団体との連携

現地関連民間団体のうち、本調査において最も重視するのがアフリカ自動車製造業協会（AAAM、2015年設立、南アフリカに拠点、現在、現地進出日系自動車メーカーが会長・副会長を務める）である。当調査のヒアリング先としてはもとより、JICA支援策検討にあたっては、同協会との連携を意識した支援策も一案盛り込むようにする。

また、重点国においては、商工会議所、製造業協会、自動車業界団体等があれば、それらにもヒアリングを行い、有望な連携案があれば提示する。

(5) 日本側官民関係機関との情報交換

アフリカの自動車産業支援については日本の自動車産業振興とも密接に関わる点も多く、特に内燃機関車から電動車への転換に関しては、繊細なかじ取りを要するところでもあり、経済産業省とはJICAを通じ、適切なタイミングで定期的に情報交換を行う。また、アフリカも含め途上国での自動車産業情報に詳しいJETRO（特に拠点のある重点国）とは密に情報交換を行う。さらに、日本自動車工業会やその他本邦民間団体と積極的に情報交換を行う。

(6) アフリカ開発会議（TICAD）

2022年に開催されるTICAD8の準備プロセスと時期的に重なって調査を行うこともあり、日本とアフリカのビジネス関係強化に資する支援策のアイデアを適切なタイミングで提供することを意識して調査を実施する。

(7) コロナ禍における本調査の進め方

新型コロナウイルスの流行を受けた渡航制限等により、現地渡航が困難である状況が継続する場合には、オンラインツールの使用や現地再委託によるローカルコンサルタントの活用等による代替案を可能な範囲において検討する。

(8) JICAに対する業務報告

JICAに対する業務報告は、月報及び別途定める各種報告書等を基に、適時適切なタイミングで、JICA経済開発部及び調査重点国のJICA事務所に報告を行なうこととする。

第5条 調査の内容

下記により、机上調査、現地調査、対面ヒアリング等により、必要な情報を収集し、関係者の意見・考え方を把握し、それらの整理・分析し、アフリカの自動車産業支援策をまとめる。

国内作業（インセプションレポート準備・作成、下記(2)～(6)のうち机上調査で対応する調査（重点国の調査のうち机上で対応可能な調査、準重点国の調査の全て、現地作業の準備等）を2021年5月から開始する。一方、(2)～(7)の現地作業のため、重点5か国を2021年6月～11月の間に順次訪問する（現時点ではコロナ対応規制で複数国続けての訪問が出来ないことが想定されるため、1か国ずつ間を置いて渡航を繰り返し、この間は現地作業と国内作業を繰り返すこととする）。

(1) インセプションレポート作成（2021年5月）

既存の関連資料・情報、データを簡易的に整理、分析するとともに、調査実施の基本方針、項目、作業計画、留意事項等を記載する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データや、インタビュー先・データ入手先の候補をリストアップする。更に、インタビュー先等での内容説明のためのブリーフ資料を作成する。

(2) 自動車産業・同部品産業の動向の整理

アフリカ全体概況並びに重点国及び準重点国の個々の状況について、自動車産業・同部品産業の情報を収集・整理・分析する。

- ① 自動車産業全般概況（現況とこれまでの発展の経緯）
- ② 自動車産業の発展段階（完成車輸入（CBU）・セミノックダウン（SKD）・コンプリートノックダウン（CKD）・一部部品現地調達・一部部品現地生産等）の整理
- ③ 自動車生産統計（乗用車・商用車、CBU/SKD/CKD、メーカー別等）
- ④ 自動車販売統計（乗用車・商用車、新車・中古車、メーカー別等）
- ⑤ 自動車輸出入統計（乗用車・商用車、新車・中古車、相手国別、メーカー別等）
- ⑥ 自動車部品調達の状況（輸入、現地調達、現地生産等）
- ⑦ コロナ禍における影響・変容状況等
- ⑧ 自動車産業周辺業界・インフォーマルセクターの概況（自動車整備、アフターマーケット向けのスペアパーツ、その修理・加工、中古車ディーラー、インフォーマルセクター集積地、中古車解体・静脈産業等）
- ⑨ その他、自動車産業・部品産業の動向を示す有益な情報
- ⑩ 以上のような情報分析を踏まえ、自動車産業・部品産業の抱える課題と発展の可能性を整理

(3) 自動車産業政策・施策の整理

アフリカ全体概況並びに重点国及び準重点国の個々の状況について、自動車産業政策に関し、次のような情報を収集・整理・分析する。

- ① 国家中期計画、産業振興政策、自動車産業政策・計画等の政策文書の確認、該当箇所の抽出・整理
- ② 自動車産業振興の発展段階（CBU・SKD・CKD・部品生産等）に応じた優遇税制体系（関税、諸税）
- ③ 中古車・並行輸入車規制
- ④ 新車市場拡大施策
- ⑤ 裾野産業育成・リンケージ支援施策
- ⑥ 自動車産業人材育成施策（民間動向も含め）
- ⑦ 品質・生産性向上施策（含むカイゼン）（民間動向も含め）
- ⑧ 安全・環境・廃棄物規制
- ⑨ 自動車金融
- ⑩ その他、自動車産業に関連する政策・施策

- (4) 主要自動車メーカー・業界団体・ドナー等の動向・将来計画の整理
アフリカ全体概況並びに重点国及び準重点国の個々の状況について、主要自動車メーカー・業界団体・ドナー等の動向、規模、戦略・計画、課題等に関する情報・見解を収集・整理・分析する。対象は次のとおりである。
- ① 日系自動車メーカーおよび部品メーカー
 - ② 欧米系自動車メーカーおよび部品メーカー（独・米・仏他）
 - ③ アジア系その他の自動車メーカーおよび部品メーカー（中・印・韓他）
 - ④ アフリカ自動車製造業協会（AAAM）
 - ⑤ その他民間企業団体（商工会議所、製造業協会、自動車業界団体等）
 - ⑥ 開発機関（世界銀行・IFC、アフリカ開発銀行他）や他ドナー（GIZ他）の支援動向
 - ⑦ その他これに類する有力な機関・団体・企業
- (5) AfCFTA を見据えた大陸内協業・域内サプライチェーン構築の可能性
- ① AfCFTA および RECs によるアフリカ域内市場統合の概況を、特に自動車産業の展開に関連する観点から整理する。
 - ② AfCFTA の中長期的方向性と自動車産業に与える影響、中長期的に自動車産業の域内サプライチェーン活性化・分業化を促進する可能性等について分析を行う。
 - ③ 自動車産業域内サプライチェーン構築と域内統合の観点から、東南アジア諸国連合（ASEAN）の域内統合が自動車産業発展に与えた影響・貢献・課題を踏まえ、AfCFTA における自動車産業域内統合への示唆を導出する。
- (6) CASE、モビリティ/MaaS 等の進展の可能性・関連スタートアップ支援の可能性検討
- アフリカ全体概況並びに重点国及び準重点国の個々の状況について、CASE、モビリティ/MaaS などの革新的な自動車産業に関する政策に関し、次のような情報・見解を収集・整理・分析する。
- ① アフリカにおける「CASE」の進展の状況・可能性・方向性・インパクト（正・負）について、Connected, Autonomous, Shared and Services, Electric のそれぞれの観点から分析を行う。
 - ② 特に電動車については、①に加え、販売・生産動向、部品調達状況、インフォーマルセクターへの影響、関連政策動向、主要メーカーの動向・将来計画、域内サプライチェーン構築可能性等について、情報収集・分析を行う。
 - ③ アフリカにおけるモビリティ/MaaS について、その概況、自動車産業の視点からみた可能性・方向性・インパクトにつき整理する。
 - ④ 自動車産業の新しい展開に貢献するビジネスモデルやテクノロジーをアフリカで提供または計画するスタートアップについて、動向を把握し、（リープフロッグやリバース・イノベーションの事例と考えられるものを始め）好事例をまとめる。
 - ⑤ 従来型自動車産業の展開についてもこれに貢献するスタートアップについて、④と同様に整理する。

- ⑥ 革新的自動車金融（モバイルマネー、デジタル決済等含め）等の動向・可能性について整理を行う。

(7) 日系自動車メーカー・部品メーカーとの連携の可能性検討

- ① 前述(3)①における分析を踏まえ、日系自動車メーカー・部品メーカーについて、その進出動向・戦略・計画の観点から分析を深掘りすると共に、課題やニーズを掘り下げ、重点国単独あるいはアフリカ横断的な JICA 協力との連携の可能性について、官民関係組織（重点国の関係省庁、業界団体、AAAM 等）と議論を行い検討する。
- ② ①の議論にあたっては、南アフリカ等におけるカイゼン、ケニア等におけるトヨタアカデミー等、既に日系企業と JICA の協力が展開されている事業、もしくはモンバサ SEZ 等今後その可能性のある事業について把握し、それらの活用も念頭に検討する。
- ③ 更に、②に拘らず、(2)～(6)の情報整理・分析の結果から導出される新規の連携の可能性についても積極的に検討する。
- ④ なお、連携の可能性検討にあたっては、JICA 経済開発部民間セクター開発グループに随時進捗報告および意見交換を行い、それを踏まえて最終化する。

(8) インテリムレポート作成・提出（2021年9月）

上記(2)～(7)の進捗状況を整理し、現地調査期間（2021年6月～11月）の中間時点までに把握している情報を基に、中間とりまとめを行う。

(2)～(7)の状況を踏まえ、作業にあたっての方向性について修正すべき点等あれば、インセプションレポートの記載を修正する。

(9) アフリカ自動車産業振興にかかる JICA 支援策の提案

- ① アフリカ全体および重点国について、前項までの分析・整理結果を踏まえ、向こう5～10年程度を念頭に、重点国における JICA 支援策およびアフリカ横断的な JICA 支援策について、数十件程度のロングリストを作成・提案する。
- ② ロングリストは、自動車産業政策策定・実施、自動車産業サプライチェーン・リンク促進、自動車部品産業人材育成、自動車部品産業品質・生産性向上、CASE/スタートアップ促進等を軸に支援策を検討しつつ、これに拘らずに柔軟に提案する。
- ③ ①のロングリスト案件の比較検討を行い、事前に JICA と協議のうえ重点国現地関係者の意見をメール・遠隔ヒアリング等で可能な限り確認し、妥当性・実施可能性・実行性の高い数件について、ショートリスト化する。
- ④ ②でショートリスト化した数件の提案について、より具体化した詳細な提案を作成する。TICAD も見据え、今後も活用できるような、ビジュアルなチャート等を用いた案件提案内容がわかる資料を作成すること。
- ⑤ なお、支援策の検討にあたっては、JICA 経済開発部民間セクター開発グループと随時意見交換を行い、それを踏まえて最終化する。

- (10) ドラフトファイナルレポート作成・提出（2021年12月）
 調査全体を取りまとめ、JICAに提出の上、コメントを反映させて、概要を上記(8)のワークショップ・ウェビナーで報告できるようにする。
- (11) ワークショップ・ウェビナーの企画・開催（2022年1月）
 アフリカ・日本の関係者・有識者を巻き込み、ワークショップ・ウェビナーを調査終盤に開催し、上記(9)④のショートリスト化した支援策案および(10)ドラフトファイナルレポートの概要を報告・周知すると共に、意見・コメントを回収してファイナルレポートに反映させる。
 なお、コロナ禍の収束の状況によって、対面でのワークショップ開催等が可能となった場合には、南アフリカでの開催を検討し、JICAと事前協議・契約変更等必要な手続きを行った上で、実施することとする。
- (12) ファイナルレポート作成・提出（2022年2月）
 上記(11)までの結果を受け、コメントを反映したものを、JICAに提出の上、最終コメントを反映させて最終化する。

第6条 報告書等

ア) 調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品はファイナルレポートとし、提出期限は2022年2月1日とする。

	レポート名	提出時期	部数など
ア	インセプションレポート	2021年5月下旬	和文、英文（PDF）
イ	インテリムレポート	2021年9月中旬	和文（PDF）
ウ	ドラフトファイナルレポート	2021年12月中旬	和文、英文（PDF）
エ	ファイナルレポート	2022年2月上旬	和文4部（製本）、3枚（CD-ROM） 英文2部（製本）、3枚（CD-ROM）

イ) 報告書の仕様

成果品であるファイナルレポート以外の仕様は、原則としてPDFでJICA経済開発部にメールにて送付することとし、業務完了報告書の印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

ウ) 報告書作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

- ③ 相手国組織との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- ④ 本調査において収集した情報は一部機微である可能性があることから、報告書の体裁は一般公開用と JICA 提出用の 2 つに分けること。

エ) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

別紙：報告書目次案

最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 調査概要（目的・背景、調査方針・工程・分析方法、調査期間、団員構成）
2. アフリカにおける自動車産業・同部品産業の動向
3. 自動車産業政策・施策
4. 主要自動車メーカー・業界団体・ドナー等の動向・将来計画
5. AfCFTA を見据えた大陸内協業・域内サプライチェーン構築の可能性
6. CASE、モビリティ/MaaS 等の進展の可能性・関連スタートアップ支援の可能性検討
7. 日系自動車メーカー・部品メーカーとの連携の可能性検討
8. アフリカ自動車産業振興に関する JICA 支援策
 - (1) 支援策検討の手順
 - (2) 支援策検討の方向性
 - (3) 支援策案
9. アフリカ自動車産業振興支援に向けた提言

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務は2021年5月上旬～2022年2月下旬にかけて実施する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約40人月(M/M)、うち現地約21人月(M/M)

※重点国(現地渡航想定国)5か国を7名で各1回(ただし最重点国の南アフリカに一部団員(3名)が再度渡航)延べ渡航回数38回を想定していますが、現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができます。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/自動車産業振興(格付:2号)
- ② 自動車産業政策(格付:3号)
- ③ 自動車産業革新展開分析(CASE)(格付:3号)
- ④ 自動車産業サプライチェーン
- ⑤ 自動車産業人材育成/品質・生産性向上
- ⑥ 自動車関連スタートアップ
- ⑦ 民間連携促進/イベント等企画・運営

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託は想定していないが、以下の業務の一部について必要と考える場合は、プロポーザルで提案すること。

- 第3章第5条(2)～(6)の調査業務

(4) 配布資料/閲覧資料等

- 1) 配布資料
 - なし
- 2) 公開資料
 - なし

(5) 安全管理

<業務渡航の条件>

1) 渡航前

- ・各在外JICA事務所が作成する安全情報を精読し、現地情勢を理解する。

2) 滞在中

- ・移動規制時間・場所や、安全対策等について、各在外JICA事務所の指示に従う。

- 3) 安全な宿舎の手配
 - ・各在外 JICA 事務所が避けたほうがよいとする宿舎での宿泊は避ける。
 - ・貴重品の管理に十分注意する。
- 4) 通信手段
 - ・緊急時の連絡用に必ず携帯電話を持ち歩く。
- 5) 移動手段
 - ・各事務所で禁止する移動手段は利用せず、各事務所の指示に従う。
- 6) 空港利用
 - ・空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは原則認められない。
 - ・特に置き引きに注意する。
- 7) その他
 - ・政治や宗教について誤解されるような発言はしない。
 - ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
 - ・騒乱やデモを見かけた場合はすぐにその場所から立ち去り各在外 JICA 事務所に連絡する。